タイトル:機械駐車施設に車両サイズが制限オーバー

< 質問 >

私のマンションでは、小型車用と限定されているはずの駐車場(機械駐車施設)に、オーバーサイズの普通車が駐車しています。管理組合にも指摘しましたが、状況は変わりません。 これでは住民間に不公平が生じるのではないですか?

<回答>

重量・長さ・幅・高さの制限を機械メーカーに確認しましょう。

<説明>

車両の制限には、「重量・長さ・幅・高さ」があります。一方、車のサイズは年々大きくなって来ています。幅が 170 c mの制限ではかなり車種が限定されるでしょう。機械メーカーでは多少の余裕をみて規定している場合がありますので、状況を説明して許容される限度を確認してはどうでしょう。

一般的には「重量」が機械の能力に対して最も問題で、サイズは「高さ」が安全面で重要と言われています。「長さ」ははみ出すとセンサーにひっかかり機械が動きません。この3点が問題なければ「幅」はセンサーのない機種が普通で、実際には車体の幅でなく、タイヤさえパレットに無理なくはいればOKとして運用している場合が結構あるようです。

いずれにしても、機械メーカーと相談する必要があります。今までの管理組合の対応について、そのときの理事会で黙認したり、一筆を取ったり、否認したりは不公正で判断基準が統一されておらず、過去の理事会も困っていたのではないでしょうか。機械メーカーを呼んで実際の運用についてどこまで許可可能かを確認して運用規定(細則)を文書化して統一を図るほうが今後の理事会にとっても対応に悩まされずに済みます。「理事の皆さんにとっても今後のためにそうすべきなのだ」と言う提案で理事長などとじっくり話し合って説得するのが良いと思います。

^{*}この文書の著作権はNPO集改センターに所属します。文書の無断での編集・転用を禁じます。